

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助

フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

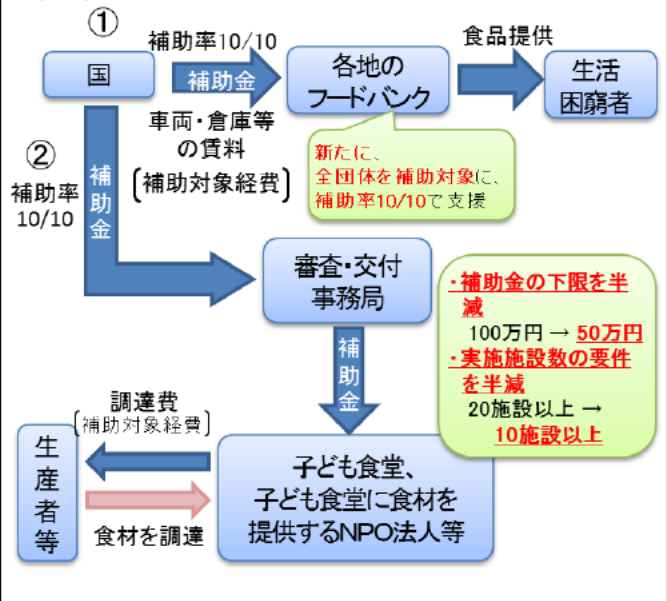
【要旨】

- 今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂等に集まらない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援
- 子ども食堂への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対する補助対象となる補助金の下限を引き下げ、実施施設数に係る要件を緩和するとともに、政府備蓄米の子ども食堂への交付数量上限を引き上げ。

【事業内容】

- ①フードバンクへの支援(4億円)
 - フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
 - 具体的には、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬車両、一時保管用倉庫(冷蔵・冷凍庫含む)、入出庫管理機器等の賃借料を支援。
 - **新たに**、従来の予算の補助対象(スタートアップ団体)のみならず、**全国体を補助対象に**、**補助率10/10**で支援。
- ②国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助(4億円)
 - 食育に取り組む子ども食堂の食材の調達費を支援。
 - 子ども食堂への1取組当たりの**補助金の下限を半減(100万円 → 50万円)**、**実施施設数の要件を半減(20施設以上 → 10施設以上)**。
- ③政府備蓄米の子ども食堂への無償交付上限引き上げ
 - 政府備蓄米の子ども食堂への無償交付について、1団体当たりの**交付数量の上限を引き上げ(年間60kg→90kg)**。

【①、②の事業スキーム】



<申請方法>

1. 食品受入能力向上緊急支援事業(フードバンク支援事業)

【申請に関する情報(提出書類等)】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

【申請先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
03-6744-2066、loss-non@maff.go.jp

【補助対象期間】

令和3年1月8日(金)～令和3年12月31日(金)

【申請受付期間】

第1回：令和3年4月7日(水)～令和3年6月30日(水)
第2回：令和3年7月1日(木)～令和3年9月30日(木)
第3回：令和3年10月1日(金)～令和3年12月28日(火)

2. 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち学校給食・子ども食堂等への食材提供

【申請に関する情報(提出書類等)】

販路多様化事務局特設ウェブサイト (<https://hanrotavouka.jp/>)

【申請先】

0570-030525 販路多様化事務局(補助事務局)

【公募期間】

第3次公募：令和3年5月14日(金)～同年6月22日(火)中

【問い合わせ先】

農林水産省大臣官房政策課国産農林水産物等販売促進チーム
03-6744-2089(直通)

○フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助(続き)

フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

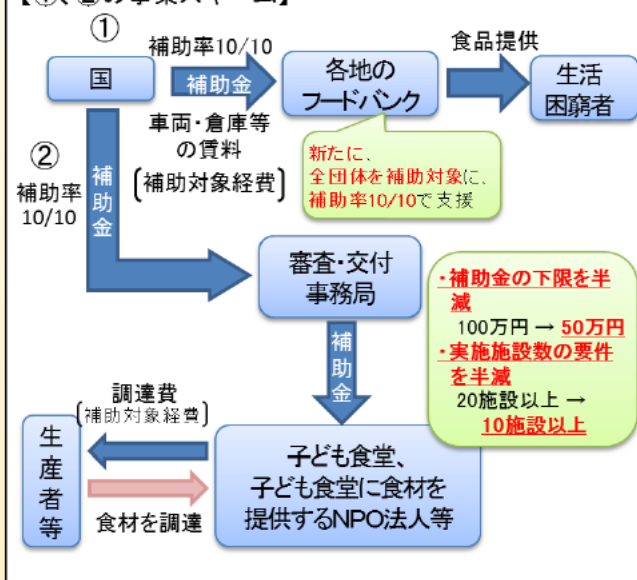
【要旨】

- 今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂等に集まらない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援
- 子ども食堂への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対する補助対象となる補助金の下限を引き下げ、実施施設数に係る要件を緩和するとともに、政府備蓄米の子ども食堂への交付数量上限を引き上げ。

【事業内容】

- ①フードバンクへの支援(4億円)
 - フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
 - 具体的には、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な運搬用車両、一時保管用倉庫(冷蔵・冷凍庫含む)、入出庫管理機器等の賃借料を支援。
 - **新たに**、従来の予算の補助対象(スタートアップ団体)のみならず、**全団体を補助対象に、補助率10/10**で支援。
- ②国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助(4億円)
 - 食育に取り組む子ども食堂の食材の調達費を支援。
 - 子ども食堂への1取組当たりの**補助金の下限を半減(100万円 → 50万円)**、**実施施設数の要件を半減(20施設以上 → 10施設以上)**。
- ③政府備蓄米の子ども食堂への無償交付上限引き上げ
 - 政府備蓄米の子ども食堂への無償交付について、1団体当たりの**交付数量の上限を引き上げ(年間60kg→90kg)**。

【①、②の事業スキーム】



3. 政府備蓄米の無償交付（子ども食堂等、子ども宅食へ支援）

【申請に関する情報（提出書類等）】

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

【申請先】

農林水産省政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

【申請期間】

令和3年7月1日（木）～8月13日（金）

※ 交付決定後、順次配送を行います。8～9月は、夏季の品質劣化を回避するため、配送を行いませんので、御留意願います。

上記以降の申請受付期間（予定）は、（ア）10月～11月中旬、

（イ）令和4年1月～2月中旬としております。

【問い合わせ先】

農林水産省政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室消費流通第1班

電話：03-3502-7950（直通）FAX 03-6744-2523

※9時半～12時、13～18時（土日曜、休祝日除く）